

建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準

物的 用 件	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ドリル及びシャー又はニブラ ・内視鏡(写真撮影可能なもの)° ・電子天びん°又は化学天びん°(分解能1mg以上) ・コンプレッサー ・集じん機° ・真空掃除機° <p>※ ○ は、主要な機械器具(変更時に届出が必要)</p>										
	人的 要件 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>資格の種類</th> <th>提出する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気調和用ダクト清掃 作業監督者</td> <td>ダクト清掃作業監督者(再)講 習会修了者</td> <td>ダクト清掃作業監督 者(再)講習会修了 証書の写し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築物環境衛生管理技術者の 免状を有する者</td> <td>建築物環境衛生管理 技術者免状の写し</td> </tr> </tbody> </table>	名称	資格の種類	提出する書類	空気調和用ダクト清掃 作業監督者	ダクト清掃作業監督者(再)講 習会修了者	ダクト清掃作業監督 者(再)講習会修了 証書の写し		建築物環境衛生管理技術者の 免状を有する者	建築物環境衛生管理 技術者免状の写し
名称	資格の種類	提出する書類									
空気調和用ダクト清掃 作業監督者	ダクト清掃作業監督者(再)講 習会修了者	ダクト清掃作業監督 者(再)講習会修了 証書の写し									
	建築物環境衛生管理技術者の 免状を有する者	建築物環境衛生管理 技術者免状の写し									
従 事 者 研 修	<p>ア 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。</p> <p>イ 登録を受けようとする者又は法12条の6第2項の指定団体が実施主体となつて定期的に行われるものであること。</p> <p>ウ 研修内容が、 「空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法」 「空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生」 に関するものであること。</p> <p>エ 研修の指導にあたる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。</p> <p>オ 研修時間が年7時間以上であること。</p>										

<p>その他の要件</p>	<p>一 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行うおとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。</p> <p>二 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。</p> <p>三 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。</p> <p>四 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。</p> <p>五 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。</p> <p>六 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
---------------	--